

**「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」及び
「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正について**

平成 22 年 6 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

これまで、「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」において、債券の空売りを
行い、受渡日に受渡しを行う債券の手当てがついていない場合については、カバー取引等の方
法により、当該債券の手当てを行うこととされている。

今般、「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ最終報告書」において、
条件付売買取引のエンド取引、貸借取引の貸出及び返済についても、同様の規制を導入するこ
ととされたことを受け、「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」及び「債券等の
条件付売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」

- (1) 債券貸借取引において貸出又は返済を行う場合の債券の受渡し方法について規定する。
(第 11 条)
- (2) その他所要の整備を図る。

2. 「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」

- (1) 債券等の現先取引においてスタート取引及びエンド取引を行う場合の債券の受渡し方
法について規定する。
(第 13 条)
- (2) その他所要の整備を図る。

III. 施行の時期

この改正は、平成 22 年 7 月 1 日から実施する。

○本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制 2 部 (TEL 03-3667-8456)

以 上

「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 22 年 6 月 15 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(債券の空売り) 第4条 協会員は、債券の空売りを行った場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法により受渡しを行うものとする。 1 受渡日以前に<u>買入れ</u>を行う方法 2 受渡日以前に<u>買入れ</u>を行わず、<u>債券貸借取引</u>により借り入れた債券を受渡しに用いる方法 3 受渡日以前に<u>買入れ</u>を行わず、債券等の現先取引、債券の貸借取引、<u>金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引のうち同項第4号に規定する取引及び銀行法第10条第2項第14号に規定する金融等デリバティブ取引において担保として受け入れた債券のうち、契約により消費できる債券を受渡しに用いる方法</u> 2 (現行どおり) (債券貸借取引の受渡し) 第11条 協会員は、債券貸借取引において貸出又は返済を行う場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法により債券の受渡しを行うものとする。 1 <u>貸出にあっては取引実行日、返済にあっては取引決済日（以下本条において「債券受渡日」という。）以前に買入れを行う方法</u> 2 <u>債券受渡日以前に買入れを行わず、債券貸借取引により借り入れた債券を受渡しに用いる方法</u> 3 <u>債券受渡日以前に買入れを行わず、債券等の現先取引、債券貸借取引、金商法第 28 条第 8 項第 6 号に規定する有価証券関連デリバティブ取引のうち同項第 4 号に規定する取引及び銀行法第 10 条第 2 項第 14 号に規定する金融等デリバティブ取引において担保として受け入れた債券のうち、契約により消費できる債券を受渡しに用いる方法</u> (節度ある利用) 第12条 (現行どおり) (新規の債券貸借取引の禁止) 第13条 (現行どおり)	(債券の空売り) 第4条 協会員は、債券の空売りを行った場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法により受渡しを行うものとする。 1 受渡日以前に<u>買戻し</u>を行う方法 2 受渡日以前に<u>買戻し</u>を行わず、<u>債券の貸借取引</u>により借り入れた債券を受渡しに用いる方法 3 受渡日以前に<u>買戻し</u>を行わず、債券等の現先取引、債券の貸借取引、<u>金商法第28条第8項第4号に規定する有価証券関連デリバティブ取引及び銀行法第10条第2項第14号に規定する金融等デリバティブ取引において担保として受け入れた債券のうち、契約により消費できる債券を受渡しに用いる方法</u> 2 (省 略) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (節度ある利用) 第11条 (省 略) (新規の債券貸借取引の禁止) 第12条 (省 略)

新	旧
(社内規程の制定) 第14条 (現行どおり) (取引状況等の報告) 第15条 (現行どおり) (電磁的方法による交付) 第16条 (現行どおり) (電磁的方法による契約等) 第17条 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成22年7月1日から施行する。	(社内規程の制定) 第13条 (省 略) (取引状況等の報告) 第14条 (省 略) (電磁的方法による交付) 第15条 (省 略) (電磁的方法による契約等) 第16条 (省 略)

以 上

「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 22 年 6 月 15 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(現先取引の受渡し) 第 13 条 協会員は、売手としてスタート取引を行う場合、又は買手としてエンド取引を行う場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法により受渡しを行うものとする。 1 受渡日以前に買入れを行う方法 2 受渡日以前に買入れを行わず、債券の貸借取引により借り入れた債券を受渡しに用いる方法 3 受渡日以前に買入れを行わず、債券等の現先取引、債券の貸借取引、金商法第 28 条第 8 項第 6 号に規定する有価証券関連デリバティブ取引のうち同項第 4 号に規定する取引及び銀行法第 10 条第 2 項第 14 号に規定する金融等デリバティブ取引において担保として受け入れた債券のうち、契約により消費できる債券を受渡しに用いる方法 (節度ある利用) 第 14 条 (現行どおり) (社内規程の制定) 第 15 条 (現行どおり) (電磁的方法による交付) 第 16 条 (現行どおり) (電磁的方法による契約等) 第 17 条 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成22年 7 月 1 日から施行する。	(新 設) (新 設) (新 設) (節度ある利用) 第 13 条 (省 略) (社内規程の制定) 第 14 条 (省 略) (電磁的方法による交付) 第 15 条 (省 略) (電磁的方法による契約等) 第 16 条 (省 略)

以 上